

◇大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童手当からの保育所保育料の特別徴収に係る児童手当の区分及び当該区分の児童手当から特別徴収する保育所保育料の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年12月5日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)